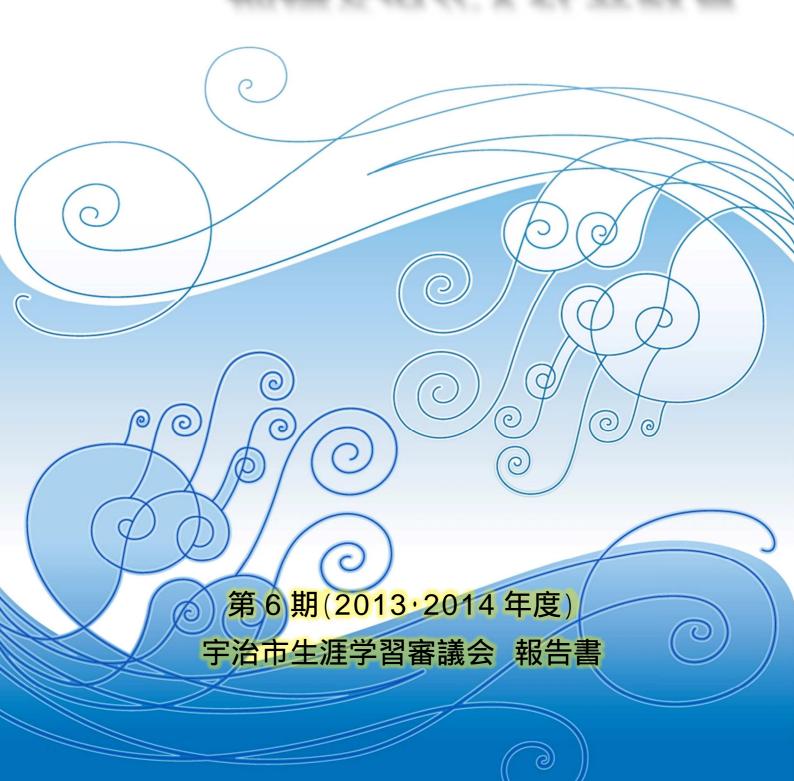
子どもが育つ、大人も育つ、地域を活かす社会教育



第6期 (2013·2014年度) 宇治市生涯学習審議会 報告書 子どもが育つ、大人も育つ、地域を活かす社会教育

目 次

はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・3
1.社会教育と生涯学習の歴史(社会教育から生涯学習へ) ・・・・4
2.これからの社会教育を考える上での課題 ・・・・・・・・5
3.宇治市の社会教育の課題 ・・・・・・・・・・・・・6
4.宇治市での子どもを支援する活動の現状 ・・・・・・・・・9
5.生涯学習と社会教育・学校教育の関係
(生涯学習振興行政と社会教育行政・学校教育行政の関係)・・・12
6.提案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
結びにあたり・・・・・・・・・・・・・・・・15
資料編
(生涯学習・社会教育関連年表、会議開催経過、委員名簿)・・・17



はじめに

宇治市生涯学習審議会(以下、本審議会)が発足して 12 年、この間、かつての社会教育委員会・公民館運営審議会・スポーツ振興審議会・図書館協議会を順次統合整理し、多様な分野から貴重なご意見をいただいて参りました。

今期、本審議会の任期は 2013 年 6 月から 2015 年 5 月までですが、条例改正が行われ、任期中の 2014 年 4 月から本審議会委員は全員が社会教育委員を兼務することになりました。

本報告書でも後述していますが、「社会教育から生涯学習へ」という流れが、今再 び社会教育へと変わってきています。本審議会では、生涯学習と社会教育との両方の 視点を持って審議することを念頭に置き、今後の活動を進めていくことになります。

今期のテーマ設定については、スポーツ・家庭教育・学校支援など、議論が多方面に及び、各委員の日頃の生涯学習での関わりのみならず、地域福祉に関する活動・自治組織での実践・子育て支援など、教育の枠を超えた多様な視点での意見が多数出されました。

また、テーマ設定中には、(仮称)宇治川太閤堤跡歴史公園(その中へ宇治公民館を機能移転する計画)の構想が市から発表されたことに伴い、宇治公民館の機能移転について、更には今後の公民館運営についても活発に議論し、宇治公民館の機能移転についての考え方を市教委にお示ししました。さらに、踏み込んで、本市における今日的な公民館のあり方や社会教育・生涯学習の進め方について、次期以降の本審議会で改めて研究・検討することとしています。

研究テーマを絞った結果、タイトルとしては「子どもが育つ、大人も育つ、地域を 活かす社会教育」とし、本市の現状を精査した上で審議会での意見を集約し、地域性 を踏まえた今後の社会教育のあり方に関する提言を行いたいと考えるに至りました。

おりしも本市では、2014年4月から「宇治市教育振興基本計画」に基づき、「調和のとれた子どもの『育ち』を支える『家庭・地域の教育力』の向上」を目標に教育の諸施策を進めているところであり、この提言が時宜を得たものとして、今後の本市の施策展開に活かしていただければと願うものです。

1. 社会教育と生涯学習の歴史(社会教育から生涯学習へ)

今日、「生涯学習」ということばは定着したと言っていいだろう。しかし、生涯学習の世界には、ある種の閉塞感が漂っているように見える。

それにはいくつかの理由が考えられるが、その一つは「生涯学習」が「社会教育」と概念的に混同され、今日もなお混同され続けていることにあるようだ。「生涯学習」は、わが国では従来の教育体系の再編成概念として 1970 年代に登場したが、その概念が「社会教育」と混同され、その実践をも曖昧にしてしまった経緯がある。大人の学びは拡散され、一時の趣味や余暇活動での刹那的で消費的な「生きがい」感の満足までもが学習活動として捉えられるようになって、「社会教育」概念が元来内包していた自己教育・相互教育といった教育的側面をうやむやにしてしまうに至っている。また、「生涯教育」は政策論的理念として初出したが、「生涯学習」と言い換えられたことで「生涯学習」と「生涯教育」も概念上の混同を生じ、意味を曖昧にしている。そうした経緯を経て「社会教育」の現代的あり方の模索が続いている、と言える

人々のニーズや関心が多様化して以降、個人学習としての生涯学習への支援は、専ら個人ニーズの充足に努めるべきだと考えられてきたが、余暇をうまく活用し自己実現するべく「個人の学習を楽しく面白く生きがいに」という方向へ進み過ぎた結果、社会的問題を殆ど顧慮することのないまま、「社会教育」の意図的・目的志向的な方向性が見失われてきたように見える。

人間関係の希薄化が指摘される今日、学習の個人ニーズのみならず、相互学習・相 互教育の社会ニーズにも関心を向ける必要性が希求されているのではないだろうか。



だろう。

2.これからの社会教育を考える上での課題

だからといって、社会教育行政の行く先を時代の流れに委ねるだけでは、社会教育の改革には結びついていかないだろう。成人の学習の実践を政策として推進することを顧慮した上で社会教育行政を構想するのでなければ、社会教育の改革はうまく行かないだろう。生涯学習体系化の推進派は「政策概念としての生涯学習」を提唱、臨時教育審議会(1986年第一次答申)以降の地域住民を教育サービスの消費者と見、「個人的学習」に対する学習権の保障を強調するが、それぞれの地域性を考慮した地域住民という視点や地域を活かすことにつながる相互教育という観点は弱い。生涯学習振興整備法には、市町村の教育委員会の責務に関する記述が殆どなく、「生涯学習政策」は地域性から切り離されやすいという指摘もある。

社会教育はあくまでも「人間形成」を目指す営みであり、「教育事業」に属するものであって、単なる学習機会の提供のみで終わるものではない。自己教育や相互教育は「人間形成」に関わる教育であり、成人の社会化のやりなおしの契機となるものである必要があるだろう。

学習の個人的営為に注目し過ぎると、学習や教育の「私物化」に偏重してしまうし、 学習歴格差の影響を楽観視し過ぎると、学びの楽しみ方や学び方の方法を知ることの できなかった人の「主体的な学び」を掘り起こせないだろう。

「生涯学習政策」によって、社会教育実践の教育的側面や成人学習実践の学習的要素の拡散が進み、地域社会に根ざした社会教育の現代的あり方の再構築が、理論的にも実践的にも喫緊の課題となっている。個人学習のあり方の問い直しや、NPOや市民公益活動といった公共的活動の動きを、社会教育の現代的あり方としてどのように位置づけるかが問われている。



3. 宇治市の社会教育の課題

「社会教育から生涯学習へ」という経緯は、本市でも同様に見られる。

1973年に宇治市社会教育課に公民館係を設置、社会教育指導員が制度化(教育委員会規則)されたが、1988年に文部省社会教育局が生涯学習局に改組されたのを受けて、社会教育から生涯学習への流れは宇治市でも進み、1991年の宇治市第3次総合計画(1991年~2000年)第4編第1章には「生涯学習の推進」が謳われる。2003年には社会教育課が生涯学習課に、社会教育委員会が生涯学習審議会へと名称変更した。この経緯については巻末の資料「生涯学習・社会教育関連年表」を参照していただきたい。

ところで、今期の本審議会のテーマを設定する議論では各委員から多くの意見が出されたが、それを現在の社会教育の課題として概略的にまとめて、考察と共に次に示す。なお、ここで問題にされているのは、「子どもの支援」を巡って考えられる社会教育の課題である。

(1)孤立化

現代社会では、個人のプライバシーを尊重するあまり、閉じた個人的世界に埋没して、他者との接点を見出せない人が増えつつあるように感じる。

e メールやSNSは、従来型のコミュニケーションよりも時間や機会の制約から、私たちをより自由にした側面もあるが、それでも、e メールやSNS、あるいはパブリックビューイングのようなネットや遠隔観戦受像機器などの利用で直接の対面ではない「ご都合主義」の人間関係が増加しつつあるようにも見える。

人々が他者とのつながりを全く遮断しているわけではないことは、宇治市教育振興基本計画策定時の市民アンケートの結果にも現れており、学習活動や地域活動に参加した市民の約7割が「活動で得たものは他人とのつながりである」と回答していることからも窺える。一人でサークルに参加するのは躊躇されても、ネット上のコミュニティなら敷居が低いことから、情報機器の利用が新たなニーズの掘り起こしやコミュニティ形成の機会拡大につなげられればよいが、そのためのコーディネートが必要だろう。

誰かとつながるには他者への信頼感が不可欠だが、子どもの連れ去りやいたずらなど、見知らぬ大人が引き起こす犯罪の多発で、「知らない人に付いて行ってはいけない」と子どもに言い聞かせる事態となってしまっており、安易に他者と関われない現代社会になっている。

信頼関係は、他者から自分を受け入れて認めてもらえることで育つ。他者を認める には自信のある自己をしっかりと持てる自己肯定感が不可欠だが、その大人の多くが 自己肯定感を持てない状況にあり、子どもの自己肯定感を育てるのは容易ではないと 考える。

<出された意見からの考察(1)>

他者とつながりたいと思いながらも、うまく他者と関係を築くのが難しい大人が増えている。自己肯定感を持てない大人は他者との信頼関係を結ぶことが苦手で、孤立化につながっているだろう。他者との信頼関係の構築が困難な社会で、他者と積極的に関われる子どもを育てる困難さをどうすればよいか。

(2)固定化

多種多様な学習活動や地域活動が行われているが、会合の種類は異なっても参加者の多くが同じ顔ぶれという状況が散見される。積極的な人はいくつもの活動に参加し、役職に就くことが多いからだが、反対に、役職を一つ引き受けると複数の役職を任されることになりやすいことから「役職に就くのは避けたい」、「活動にも参加したくない」という声も聞かれる。

既存の活動を負担に感じて新しい人材が加わらないため、活動に参加しながら次の リーダーが育つという循環が成立しにくく、現在の活動者がいなくなるとその団体の 活動そのものが終わってしまう恐れさえ現出している。

一方で、宇治川マラソン大会のような単発イベントへのボランティア活動については、毎年の参加を楽しみにしている人も多い。「年に一度、当日だけの参加」ということが負担感を感じさせないようだ。

<出された意見からの考察(2)>

後継者が育たないという声はいろいろな活動の場でよく聞く。一方で、「しがらみのないボランティア」ならやってみようという流れもできており、負担感を軽減する何らかの工夫が必要だろう。後継者を育てるためにも一人に多くの負担が集中しないようにするにはどうすればよいか、考えていく必要がある。

(3)受動的

子どもの育ちを支えようと各地域で遊び場を提供する取り組みがあるが、「工作教室でナイフを使うような危険な場面は大人が代行する」という例のように、大人が環境を整えすぎて、子どもを「お客さん化」してしまっているとの指摘があった。子どものために準備しすぎて、子どもが求めていないものを大人が先回りして与えることで、子どもを受け身的な姿勢にしてしまっているのではないか、というものであった。

また、大人の側についても、若い世代に活動への参加を促すためには、「責任を持たせることでやりがいを感じてもらう方がよい」という意見がある一方で、若い世代は「こまごまと指示をしないと動いてくれない」との意見もあった。子どもに遊び場を提供するにしても、遊び方を教えるのか、素材だけを与えて子ども自身が動くのを

待つのかで委員の意見が分かれるところだった。

(1)で前述した市民アンケートの結果では、生涯学習関連施設に期待する機能や役割として「講座や講演会、イベント等の開催」を挙げるものが5割あり、「自主活動をする場所の確保」や「グループのネットワークづくりの支援」よりも多数を占めた。生涯学習に励む人は多いが、その多くが自己達成を目標にしており、学習成果を社会に還元するという意識が殆ど醸成されていない、という指摘を裏付ける結果といえるだろう。

<出された意見からの考察(3)>

子どもと関わる活動を実践している人たちの多くが、子どもたちの自発性を育てたいと思いながらも、こまごまと指示しないと動けない子どもたちが多い、ということを指摘している。子どもを受け止める大人の姿勢によっても子どもの育ちは変わるのではないか。

(4)連携、情報提供の必要性

乳幼児対象の子育て支援についての情報提供については、宇治市地域子育て支援基幹センター発行の「宇治子育で情報誌 0123 さい」がその役割を担っているが、小学生以上を対象とした子育で支援情報のネットワークが不足している、という意見があった。

生涯学習は学習者の主体性に委ねられる部分も大きく、「自主的に活動したい」「成果を社会に還元したい」と思うタイミングで必要な情報や機会を得られるように行政が環境整備を行う必要がある、との指摘もあった。

学校が多忙であることは地域側も認識しているので、地域住民からコンタクトを取ることを遠慮してしまいがちだ。学校と地域の連携には両者を仲介するコーディネーターが必要だ、という意見は多くの委員から出た。

< 出された意見からの考察(4)>

活動をしている者どうしが自分たちの活動内容の情報を相互に交換したり、共に活動する機会を増やしたりすることで、活動の競合や重複を減らすことができる。多くの人たちが活動でき、よりよい成果を享受してもらえる工夫が必要だろう。



4. 宇治市での子どもを支援する活動の現状

「生涯学習成果を生かすことのできる社会の実現」の一つの具体的な動きとして、 子どもを支援する活動を挙げることができる。本市で行われている市民活動や行政施 策を次に例示する。

(1) PTA活動

実施主体:宇治市立小中学校育友会・PTA、宇治市連合育友会(小中学校単位育友 会の連合体)

活動内容:「育友会・PTA活動を通じて、保護者と先生が共に学び合い、心豊かな子どもを育もう」を基本目標とし、家庭教育の充実・向上や「安全、安心な学校づくり・地域づくり」の取組推進、「開かれた学校づくり」・「特色ある学校づくり」への支援協力を行う。

各育友会では、PTC(保護者・教師・子)活動やあいさつ・見守り運動、スポーツ教室、教養講座、給食体験会など、学校・家庭・地域が連携した事業を行っている。

宇治市連合育友会では、スポーツ交流会や文化発表会といった各育友会・PTA間の交流事業や、地域安全パトロール活動などを実施。本市と宇治市子ども会連絡協議会と共に子ども手づくり文化祭や、本市と宇治市青少年健全育成協議会と共に「中学生の主張」大会を共催し、児童・生徒の健全育成を図っている。

(2)青少年健全育成活動

実施主体:地域青少年健全育成協議会、宇治市青少年健全育成協議会(地域青少年健 全育成協議会及び社会教育団体等の関係団体の連合体)

活動内容:地域青少年健全育成協議会では「ふるさとづくり」事業としてクリーン運動や世代間交流イベントなどを開催している。

宇治市青少年健全育成協議会では、青少年リーダーを養成するため「ジュニアリーダー養成学習会(ふる里)」を実施。本市と宇治市連合育友会と共に「中学生の主張」大会を共催し、青少年の成長を促す活動をしている。

(3)子ども会活動

実施主体:地域子ども会、宇治市子ども会連絡協議会(地域子ども会の連合体)

活動内容:子どもたちが遊びや活動を通して、仲間との連帯・協調を学ぶため、夏休 みのラジオ体操やレクリエーション等の集団活動を地域子ども会で行っ ている。 宇治市子ども会連絡協議会では市全域の子どもたちの交流のため、夏に 球技大会、冬に百人一首及び将棋の大会を開催している。また、本市と宇 治市連合育友会と共に子ども手づくり文化祭を主催し、子どもの健全育成 を図っている。

(4)スポーツ少年団

実施主体: 各単位団及び宇治市スポーツ少年団本部(事務局: (一財)宇治市体育協会内)

活動内容:スポーツを通した青少年健全育成という理念のもとに、スポーツの歓びを提供し、からだとこころの健やかな成長をめざして活動を行っている。

日常の活動は単位団ごとに行っており、年に数回、スポーツ少年団本部の事業として、各単位団が参加する交流大会が実施されており、日常活動を行っている種目を離れて他種目の団員との交流を行っている。

(5)子どもの居場所づくり支援事業

実施主体:事業単位は小学校区。地域青少年健全育成協議会や単位育友会、地区体育振興会など複数団体が連名で実施している校区が多いが、事業のための推進組織を立ち上げている校区もある。

活動内容:2002年4月からの学校週5日制の完全実施に伴い、土曜日の午前中に小学校の体育館・グラウンドなどを開放し、子どもの居場所づくりを目指す事業として開始。左義長などの伝統行事体験やニュースポーツ・工作などを実施している。

(6)放課後子ども教室支援事業

実施主体:地域単位の推進組織

活動内容:文部科学省と厚生労働省の「放課後子どもプラン」に基づいた補助事業。本市実施要項に基づき、平日の放課後と土曜日の午前中に、遊びや学びの場を提供する地域活動に対して、学習アドバイザー及び安全管理員を派遣し、子どもに安全・安心な居場所を提供する。

既存の本市の各校区で実施されている土曜日の子どもの居場所作りを 平日の放課後にも実施、さらに学習の要素を加えた事業である。

現在は北槇島小学校で水曜日の放課後に学習アドバイザー・安全監理員を中心に学習支援を行い、土曜日には地域の大人や大学生・高校生と遊ぶ活動を実施している。

(7) 学校で活動するボランティア

実施主体: 学校図書館ボランティア、ちょボラ(東宇治中学校学校支援ボランティア)、安全見守りボランティアなど。

活動内容: 学校の要望と地域住民によるボランティアをマッチングさせるコーディネーター配置のための国の委託事業をきっかけに、図書館や校内花壇整備などのボランティア活動が行われている。

また、子どもたちの安全確保のため「学校安全管理委員会」が全小学校区に設置され、児童の登下校の見守り活動を行っている。



5. 生涯学習と社会教育・学校教育の関係

(生涯学習振興行政と社会教育行政・学校教育行政の関係)

ここで、生涯学習と社会教育・学校教育の関係を整理すれば、各個人が行う組織的ではない自学自習のみならず、社会教育や学校教育において行われる多様な学習活動を含め、市民一人一人がその生涯にわたって自発的・自主的に行うことを基本とした学習活動が生涯学習である、と言うことができるだろう。概念的には、社会教育や学校教育そのものではない、多様な学習活動が、生涯学習に包含される対象である、と言える。

また、改正教育基本法に、国や地方公共団体が学校教育や社会教育に関する施策等を実施する際には、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」とあるように、生涯学習の理念に配慮する必要もある。

生涯学習振興行政は、生涯学習の理念に則り、理念実現のための施策を推進する行政であり、その施策は、社会教育行政や学校教育行政によって個別に実施される施策を中心として、首長部局で実施される生涯学習に資する施策等にも広がっている。これらの分野ごとの施策において、それぞれ生涯学習の理念に配慮しつつ各施策を推進し、その全体を総合的に調和・統合させることが求められていると言えよう。

その内容を整理すれば、

- (1) 一人一人がその生涯を通して、あらゆる機会に、あらゆる場所で学習できる 社会の実現のための学習機会を整備する施策(学習情報の提供や学習相談体制の整備、 潜在的な学習需要に応じて学習意欲を高める啓発活動、関係行政機関等の各種施策の 連絡調整を図る体制の整備等)
- (2) 生涯学習の成果を適切に生かすことのできる社会の実現のための施策(成果を生かす場や成果を生かすための評価制度の構築等) が具体的な施策として挙げられるだろう。

なお、「社会教育」が社会教育法第2条において、「学校教育法に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む)をいう」と定義されていることからも、社会教育行政は、学校教育として行われる教育活動を除いた組織的な教育活動を対象とする行政である、ということになるだろう。

6. 提案

これまで述べてきた子どもを支援する活動は、本市でも今までも行われてきたし、 今も盛んに行われている。

ただ、この活動は、個別の学校(校区)ごとの取り組みとして行われて来た経緯があり、また、その活動の幅は各校区の自主活動への取り組みの多寡によって大きな差がある、と言える。

2008年に社会教育法の一部が改正されたが、これは教育基本法第13条「学校、家庭及び地域住民の相互連携協力」の趣旨を社会教育法に反映させるものであった。学校支援が社会教育行政の任務の一つとして位置づけられ、その担い手として制度としての学校支援コーディネーターが登場した。文部科学省が2008年度に施策化した「学校支援地域本部事業」を通じて学校支援コーディネーター(文科省では「地域コーディネーター」と呼んでいる)は活動している。

本市でも地域コーディネーターが学校の要望と地域住民のボランティアをマッチングさせる試みに取り組んできたが短期で終了、2011 年以降、本市の予算支援がなくなってからは、このコーディネートは一部の学校でのみ続けられているに過ぎない。学校支援コーディネーターの役割は、地域や社会の教育資源を効果的に学校の教育活動に導入するためのコーディネートを行うことにある。この役割は学校教育に「総合的な学習の時間」が導入された 2002 年頃から注目されるようになった。学校支援コーディネーターは「学校の求めに応じる」という視点を持って活動することが重要で、公教育としての学校教育が学習指導要領の制度の下で運営されているという前提をしっかりと踏まえつつ、地域と学校の効果的マッチングを図ることが求められるのである。

ただし、「学校の求めに応じる」ということは重要だが、OECD(経済協力開発機構)の「キー・コンピテンシー(主要能力)」の考え方に示されているように、従来の学力を含む能力観に加えて、その前提となる動機付けから、能力を得た結果がどれだけの成果や行動につながっているかを客観的に測定できる基本的能力の育成がこれからの教育には求められている。日常生活の場面で、その子どもが持っている力をすべて使って、目の前にある複雑かつ困難な課題に対応する力を身に付けさせることなのである。この考え方は形式的知識を体系的に身に付けるという従前の学校教育のあり方を抜本的に改めることを求めている。つまり、地域や企業・大学・NPOなどといった学校外にある教育リソースの力を積極的に活用しつつ、子どもたちが実生活を生き抜く力を身に付けられるよう、学校には開かれた教育活動を展開することが求められているのである。しかし、現状においては地域や社会からのアプローチには多様なものがあり、学校はそれら全てを無条件に受け入れるのは難しく、学校と地域・社会の関係をより良い双方向的関係に転換していくことが学校支援コーディネー

トの課題となってくるだろう。今こそ、学校支援コーディネーターの重要性に注目して、予算化も含めて検討する必要があるのではないか。

ただ、一方で、子どもを支援する活動を行っているNPOや子どもを支援する活動団体のあり方についても、再検討する必要があるように思える。子どもを支援する大人が環境を整えすぎて、子どもを「お客さん化」したり、求めていないのに与えることで受け身的な姿勢を育ててしまわない工夫も求められるだろう。

2014年4月から「宇治市教育振興基本計画」に基づき、「調和のとれた子どもの『育ち』を支える『家庭・地域の教育力』の向上」を目標に教育の諸施策を進めているところでもあり、まずは、学校教育と社会教育の連携を推進するための「連絡会」のような場の設置が何より必要ではないかと考える。



結びにあたり

「生涯学習」ということばと同様に定着・成熟の段階を迎えていることばに「まちづくり」があります。「まちづくり」ということばも多義的に用いられていますが、「都市計画」とはその意味合いがかなり異なっているでしょう。法制によって物理的空間を整備する「都市計画」とは違って、「まちづくり」は地域住民の日常生活を含めたあり方を模索し、その日々の営為を住民みんなで作り上げていくことです。このことは、従来「社会教育」が「地域づくり教育」として担ってきた営みと共通する部分が多く、「社会教育」の現代的なあり方の一つとしての「まちづくり」を考える必要性を示唆しているように思えます。また、「生涯学習のまちづくり」施策も文部科学省の振興策もあって、各地で展開されています。高齢者の「生きがい」増進を地域社会で支える一つの実践例として「まちづくり」活動を措定、その学習活動の側面に、社会教育の現代的あり方を模索する動きがあるのです。高齢者が地域社会で培ってきた「知恵」を活用しながら、また、その更新を進めながら、彼らの地域社会に果たす役割意識を充足していくことの意味が見直されています。

また、地域生涯学習団体の中には、現在の高齢者の生きがい増進はもとより、中高年齢者が将来の自身の高齢期の生きがいを模索している姿も見えてきます。高齢者が「まちづくり」活動に参画することを通して自身の社会的役割を充足し、そのことで彼らの生きがいを増進するためには、その社会教育的側面について検討する必要があるでしょう。「まちづくり」活動で高齢者の「知恵」を活用しながら、彼らが社会的役割を担っている充足感を得られるようにするには、地域での世代間の協働を可能にするような場が必要で、そこで「知恵」の更新が行われるような何らかのしくみ(教育的営為)が求められるからです。

「生涯学習政策」が進められる中、ややもすれば 「何でもあり」の感も否めない ほどに「社会教育」「生涯学習」「生涯教育」が概念的にも実践的にも曖昧化している今、おとなの学習をめぐって、地域社会における現代的課題への取り組みを契機と した学習活動を支援するという、本来、社会教育に備わっていた地域視点を再定位する時期に来ているのではないでしょうか。





資料編

- ·生涯学習·社会教育関連年表
- ·審議会開催経過
- ·委員名簿



2014	2013	2011	2010	2008	2007	2006	2004				2003	2002			2001		1999
26	25	23	22	20	19	18	16				15	14			13		11
	委託事業費 1件100~200万円 採択は150件程度地域活性化を図るため目的:社会教育の活性化と地域コミュニティの再生を通じた託事業を創設 、公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」委			方策 」		教育基本法の改正					「公民館の設置及び運営に関する基準」全面改正				政における体制の整備」等が盛り込まれる社会教育法の一部改正「家庭教育の向上のための社会教育行	社会教育法の一部改正「公民館運営審議会必置規程の廃止」	律」いわゆる地方分権一括法の制定「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法
に機能移転する方向で検討開始2月 宇治公民館を太閤堤跡歴史公園内の地域交流センター	「宇治公民館のあり方を検討し、整備を進めます」宇治市第5次総合計画第2期中期計画(H26~29)	「宇治公民館の整備を再検討します」宇治市第5次総合計画第1期中期計画(H23~25)	生涯学習課と生涯学習センター を組織統合	生涯学習センター に公民館事務のため事務職員1名増員宇治市公民館長設置規則公民館長の嘱託化	生涯学習課に生涯スポー ツ課を統合		宇治市生涯学習推進プラン策定	生涯学習指導員設置規則施行 (H15・4・1)	宇治市生涯学習審議会設置 (公民館運営審議会の廃止)	3 会	ネットワークのあり方」 1月 宇治市公民館運営審議会提言「生涯学習関連施設の	宇治市社会教育指導員の報酬及び費用弁償に関する条例廃止	る中期的展望~公民館と生涯学習センターについて~」5月 宇治市公民館運営審議会提言「生涯学習の支援に関す	して整備する。 公民館については大幅な改造や建替えする時は、コミ会議室に転用し、健やかセンターの調理室を活用する。生涯学習センター に併設する。生涯学習センター 調は生涯学習センター に併設する。市民会館は廃止す公民館はコミセンとして建替える。市民会館は廃止す画内容)	(公民館については、生涯学習関連施設の整備に記載)第2節 生涯学習支援体制の充実第1節 生涯学習推進体制の確立第5編第1章生涯学習の推進 (H13年~22年)		11月 槇島コミセン開館

生涯学習·社会教育関連年表

											1						1
1998 19	997 1996	1994	1992	1991		1990 平成	1988	1987	~ 1985	1984	1981	1978	1976	1973	1971	1965 昭和	٤
10	9 8		4	3		2	63		62 ~ 60	59	56	53	51	48	46	40	₹
会教育活動費補助制度 (社会教育指導員の報酬)廃止	文部科学省(公民館建設補助金の廃止)	京都府生涯学習振興基本構想「京都OWN学習プラン」策定			(京都府)生涯学習審議会設置	(文部省)第1期生涯学習審議会が発足律 」 (いわゆる生涯学習振興法)制定「生涯学習振興のための施策の推進体制等の整備に関する法			申・生涯学習体系への移行を提言臨時教育審議会答申 最終報告「教育改革に関する第4次答		ついて」中央教育審議会答申「生涯教育の観点からの教育の在り方に中央教育審議会答申「生涯教育の観点からの教育の在り方に			性が提唱される〇ECD(経済協力開発機構)より、リカレント教育の必要	教育のあり方について」、社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会	れ採択されたコネスコ成人教育推進国際委員会にて、生涯教育理念が示さ	国・府
公民館は公民館館長と 正学習センター に生涯 正学習センター の機能	宇治市生涯学習基本計画策定 4月 南宇治コミセン開館	生涯学習センター 設置	11月 東宇治コミセン開館 生涯学習推進会議を庁内に設置	1.公民館施設・機能の充実、2.公民館活動の充実第3章 社会教育の発展第1章 生涯学習 出議第1章生涯学習の推進 (H3年~12年)			5月 西小倉コミセン開館	昭和61年 広野公民館が開館する	昭和60年 公民館運営審議会を一本化する	中央公民館が開館する	木幡公民館と小倉公民館が開館する	市民会館に宇治市公民館が併設される	4月 社会教育指導員の条例制定	度館 化係			宇治市

第 6 期宇治市生涯学習審議会開催経過

	開催日	内 容
第 1 回審議会	平成25年6月3日	・委員委嘱 ・今期の審議事項協議
第2回審議会	平成25年8月5日	・今期の研究テーマについて
第3回審議会	平成25年10月18日	・宇治市生涯学習推進プランの総括について ・宇治市教育振興基本計画について
第 4 回審議会	平成25年12月20日	・今期の研究テーマについて
第5回審議会	平成26年2月12日	・今期の研究テーマについて
第6回審議会	平成26年4月25日	・公民館について
第7回審議会	平成26年6月13日	・公民館について・今期の研究テーマについて
第8回審議会	平成26年8月5日	・公民館について・今期の研究テーマについて
第9回審議会	平成26年10月10日	・宇治公民館の機能移転を進めるにあたって ・今期のテーマについて
第10回審議会	平成26年12月12日	・今期の報告書における提言内容について協議
第11回審議会	平成27年2月10日	・今期の報告書について協議
第12回審議会	平成27年4月21日	・今期の報告書について協議

第6期宇治市生涯学習審議会 委員名簿

(任期:平成25年6月1日~平成27年5月31日)

氏 名	性別	職名等
奥 西 隆 三	男	東宇治地区コミュニティ推進協議会相談役
門脇洋子	女	地域青少年健全育成協議会役員
木 村 孝	男	宇治市スポーツ少年団副本部長
桑原千幸	女	京都文教短期大学講師
小宮山 恭 子	女	第20回紫式部市民文化賞受賞者
迫 き よ み	女	特定非営利活動法人子育てを楽しむ会理事長
清水桂子	女	(一財)宇治市体育協会参与
杉 本 厚 夫	男	関西大学教授
長積仁	男	立命館大学教授
西山正一	男	宇治市体育振興会連合会副会長
向 山 ひろ子	女	保護司
森 川 知 史	男	京都文教短期大学教授
弓 指 義 弘	男	宇治市子ども会連絡協議会会長
六 嶋 由美子	女	語り部アーティスト
1 石田光春	男	宇治市北槇島小学校校長
2 大井悟	男	宇治市立菟道第二小学校校長
3 岩井浩	男	宇治市立笠取第二小学校校長

社会教育分科会は平成26年3月31日に廃止

任期について 1・・・平成25年6月1日~平成26年4月8日

2 · · · 平成 26 年 4 月 9 日 ~ 平成 27 年 5 月 31 日

3・・・平成 27 年 4 月 16 日 ~ 平成 27 年 5 月 31 日

